

持株会社解禁問題に関する当面の対応について

1. 第140通常国会では、持株会社解禁問題が論議される見込みである。連合は、既に、持株会社の解禁に際しては、「労使関係や、雇用労働条件に関する重大な懸念があり、部分的に解禁する場合でも、労組法の改正など適正な施策が同時に検討される必要がある」との基本的考え方を明らかにしている。(1996.1.31・事務局長談話)
2. 政府は、本問題に関する旧連立与党プロジェクトチームの検討を受け、労働省に専門家会議を設置した。同会議は昨年12月に「報告」をまとめたが、その内容は、持株会社の解禁に関する本質的な課題に焦点を当てることを避けており、連合は、報告内容に同意できないことを表明した。(1996.12.9／専門家会議報告に関するコメント)
3. 連合は、持株会社の解禁問題に関する今期通常国会での審議に対して、これまでの基本的な対応方針に基づき、持株会社を部分的にせよ解禁する場合には、労働組合法の改正などの適切な施策を実現するよう強く求めていく。そのため、政策制度要求を強めるとともに、協力・友好政党との連携を深めるものとする。
4. なお、株式会社の解禁問題が扱われる場合に、同時に労働法制の改正等を求める重点事項はつきの通りとする。
 - (1)労組法を改正し、使用者の定義を新設するなど、持株会社、親会社等の使用者性を適切に認めうるものとする。
 - (2)労組法を扱う三者構成の審議会を設置し、持株会社の使用者性等に関する公的な労使協議を行えるようにする。
 - (3)その他、労働法等に関する必要な改正を行う。

以上